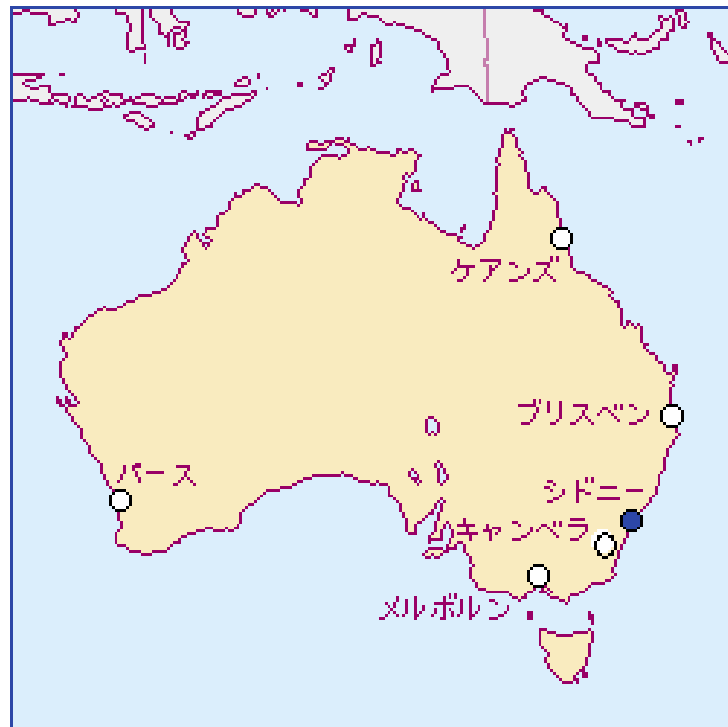


在留邦人向け安全マニュアル

シドニー安全の手引き



2023年(令和5年)10月
在シドニー日本国総領事館

～ 目 次 ～

1	<u>はじめに</u>	<u>1</u>
2	<u>海外生活の基本的心構え</u>	<u>1</u>
3	<u>シドニー近郊の治安情勢</u>	<u>2</u>
4	<u>防犯のための注意事項</u>	<u>3</u>
5	<u>生活上の心得</u>	<u>10</u>
6	<u>交通事情と事故対策</u>	<u>14</u>
7	<u>テロ、誘拐対策</u>	<u>16</u>
8	<u>緊急連絡先</u>	<u>18</u>
9	<u>在留届の提出</u>	<u>18</u>
10	<u>別添資料</u>	<u>19</u>

1 はじめに

安全の手引きについて

シドニーは、オペラハウスやハーバーブリッジに代表される港沿いのランドマーク、高層ビルの建ち並ぶビジネス街と隣接する豊かな緑、古い建物が残る歴史的スポットなど、美しい景観や文化の香り立つ魅力にあふれた街です。一般的には「安全」というイメージがありますが、それでも少しの油断が取り返しのつかないトラブルを招きます。

この安全の手引きは在留邦人や一般渡航者の皆様が、当地で事件・事故に巻き込まれることがないように、また安全な生活のために留意する事項をまとめたものです。皆様方の参考になれば幸いです。なお、この安全の手引きは当館ホームページに掲載されていますので、インターネットでも御覧になれます。当地での滞在を満喫するためにも、まずは「自分の身は自分で守る。」という意識を持ち、安全対策には万全を期してください。

2 海外生活の基本的心構え

(1) 日本との違いを認識する

シドニーは、生活環境、交通事情等、様々な面で日本とは大きく異なります。日本の感覚ではストレスがたまる場面も多いと思われます。また、当地に不慣れなために巻き込まれる事件事故やトラブルも少なくありません。日本とは異なる環境を楽しむ心の余裕を持ち、柔軟に適応していきましょう。

(2) 油断をしない

犯罪被害の多くは、すり、置ききといった盗難被害です。レストラン、パブ、フードコート等で飲食している際、床やいすに置いたかばんや貴重品から目を離したすきに盗まれる被害が多く発生しています。また、夜間に一人で出歩いていたところ、強盗・傷害の被害に遭ったケースもあります。

(3) 非常時の連絡先

事件事故に遭遇し、緊急に救助などを求める必要がある場合は、**緊急電話番号「000」**にダイヤルし、オペレーターに警察・消防・救急のうち何が必要なかを明確に伝えてください。英語に不安がある場合は、日本語の通訳が必要である旨をオペレーターに伝えると通訳のサービスを受けることができます。また、警察に逮捕された、保護された場合等も含め、当館と連絡を取りたい場合には、「**02-9250-1000(在シドニー日本国総領事館代表番号)**」に電話してください。夜間休日でも必要なアドバイスを得ることができます。

(4) 家族との常時連絡

両親をはじめとする家族の方々とは定期的に連絡を取るようにしてください。日本に住む家族は当地での生活が見えないため、2日間連絡が途絶えただけでも心配で総領事館に相談されるケースもあります。家族とは定期的に連絡を取り、緊急に連絡が必要な場合に備えて、自分の住所、連絡先電話番号、勤務先、近況等を知らせておきましょう。

(5) 海外旅行保険の加入

海外旅行保険は、万が一の際に大変効果的です。海外で事件事故に遭遇した場

合や、病気・怪我で病院にかかった場合、日本と比べ比較にならないほど大きな経済的負担を強いられます。負担を少しでも軽減するために、海外旅行保険に加入し、加入した旅行保険の内容を確認してください。また、旅行保険証書は、旅行日程表、旅券等とともにコピーを複数取り、オリジナルとは別に自ら保管してください。

3 シドニー近郊の治安情勢

(1) 治安情勢

全体的な治安は安定しており、ニュー・サウス・ウェールズ(NSW)州が指定する、殺人・強盗・窃盗・性犯罪・暴行・傷害を中心とした13種類の重要犯罪の発生件数も減少又は横ばいの状態です。しかし、シドニーでの全ての犯罪は薬物に起因していると言われるほど、薬物が各種犯罪の発生に大きく影響しています。また、近年、バイキーズと呼ばれるモーター・サイクルギャングやストリートギャングなどの不良グループ同士の利権に絡む抗争が激化し、シドニー南西部を中心に関係者をねらった拳銃発砲事件が頻繁に発生し死傷者が出る等、市民の安全を脅かしています。

統計上治安は悪化していないものの、依然としてシドニー市内では強盗、空き巣、事務所・倉庫荒らし、すり、ひったくり、車上ねらい、恐喝、詐欺等、様々な犯罪が連日発生しています。銃器や刃物等の凶器を用いた侵入強盗、路上強盗等の凶悪犯罪も頻繁に発生しており、多くの観光客が集まるロックス、オペラハウス、ダーリングハーバー界隈でも、観光客をねらったすり、置き引き等の被害が発生しています。飲酒に起因する暴力事件も後を絶たず、特に深夜帯の飲食店街では酔客同士のけんかやトラブルが頻繁に発生しています。

このほか、近年では詐欺による被害が件数、被害額とも急激な増加傾向にあります。SNS等には詐欺広告が複数表示され、また携帯電話の通話・ショートメッセージ等による誘引行為が多数報告されています。さらにその手口は年々、巧妙化、複雑化していることが指摘されておりますので、詐欺への注意も十分必要です。

また、豪州政府が定めるテロ警戒レベルは、5段階中4である「Possible」(可能性が否定できない)となっており、イスラム過激派、極右勢力等によるテロの脅威は依然として存在しています。

(2) 犯罪発生率の高い地域

シドニーで一般に治安が悪いとされている地域は、シドニーCBD内、シティー中心部からパラマッタに至る西部、シドニー南西部に集中しており、拳銃の発砲事案もこのエリアに集中しています。

比較的治安の良いとされる地域でも、深夜営業のパブが多い繁華街では、先述のとおり週末の深夜帯には若者達による飲酒に絡んだ暴力事件が多発しており、州警察も新聞等のメディアを通じて公序良俗に反する行動は厳に慎むよう注意を呼び掛けています。

別紙LGA(ローカルガバメント:地方自治体)ごとの、強盗、侵入窃盗犯罪の人口比による発生率を御参照ください。

(3) 統計から見た日豪犯罪発生率比較

下の表は、2022年中の犯罪発生率を、日本の警察庁、豪州統計局、NSW州統計

局が発表した資料をもとに作成しました。犯罪発生率とは、人口10万人当たりの犯罪発生件数を表し、治安を比較する目安です。(ただし、日本と豪州では法律、法解釈、犯罪種別も異なるため、統計の数値だけで単純に比較することはできません。)

	殺 人	強 盗	性犯罪	暴行 傷害	侵入 窃盗	自動車 盗	詐欺
NSW 州	0. 7	22. 3	185. 7	784. 1	228. 9	150. 2	566. 4
日 本	0. 7	0. 9	5. 1	37. 9	29. 3	4. 6	30. 2

4 防犯のための注意事項

(1) 犯罪被害例と対策

以下の○印は具体的な注意点、●印は犯罪や被害の具体例を示します。

【窃盗被害(すり、置き引き、ひったくり)】

シドニー中心部を中心に、様々な場所で発生しています。自分の荷物から決して目を離さないでください。また、人ごみの中を歩く場合はすりも多いため、携帯電話の操作に夢中になり、あるいは音楽を聴くことに集中し過ぎて周囲への注意が散漫にならないようにしてください。

- 空港・ホテルロビー、レストラン、パブ、インターネットカフェ、図書館等では足下に置いた手荷物の盗難被害が多いため、所持品からは常に目を離さない。
- 人目につくところに財布や貴重品を入れない。多額の現金や貴重品は持ち歩かない。
- ショルダーバッグ等は車道と反対側に抱えて携帯する(ひったくり防止)。
- 万一の場合に備え、旅券番号、航空券番号、関係機関の国内連絡先を控えておく。
- 街角の現金自動支払機を利用する場合、周囲に不審な者がいないか確認する。
- 窃盗犯罪の被害に遭った場合、身の安全を第一に考える。また、犯人の人相着衣、逃走方向、車両ナンバー等を記憶し、盗難にあったカードは即座に停止手続をとる。
- バックパッカーズホテル、ユースホステル等見知らぬ人と同宿する場合、現金、貴重品、旅券等は、シャワー時にもビニール製袋に入れ首に掛ける等、常に肌身離さない注意が必要。
- 宿泊先での外出、就寝時は、部屋入口ドア、窓、ベランダ等の施錠を必ず確認する。

【侵入窃盗】

侵入窃盗(空き巣・忍込み・居空き、事務所荒らし等)は州内のいたるところで頻繁に発生しており、犯人は主に無施錠箇所やガラス窓を破って侵入しています。一戸建て、マンションの形態を問わず、周辺の生活環境、住居の防犯設備、周辺の治安状況を十分検討してから入居し、入居後は近所の方々と良好な関係を作ることも防犯対策の一つです(※5 生活上の心得参照)。

【窃盗その他】

郵送されるキャッシュカード、クレジットカードや個人情報などをねらって郵便受け内の郵便物をねらう窃盗が多発しています。郵便受けには高品質の鍵を取り付け、郵便物がたまらないようこまめに確認し、長期で留守になる場合は信頼できる知人に確認を依頼しましょう。また、盗まれたカードや個人情報は悪用される危険性が高いため、カードが郵送される更新時期はきちんと把握しておきましょう。

【詐欺】

警察や政府機関を装ったものや公式サイトに酷似したウェブサイトを用いたものなど手口が非常に巧妙化しています。うまい話や金銭を要求するものに接した際は、「詐欺ではないか」とまず疑ってください。

- 言葉巧みに近づいてきた外国人と親しくなったところ、「君と結婚したいが、借金を返済しないといけない」として、金銭を振り込むよう要求された。
- 警察官やATO(国税庁)の職員と名乗る者から電話があり、未払いの税金について「今すぐ振り込まないと違反行為が認定され逮捕されるおそれがある」等として、金銭の振り込みを要求された。
- 日本を出発する前にアパート、ルームシェア等の入金を済ませて渡豪したもの、到着してみると部屋は実在せず、家主とも連絡が取れなくなっていた。
- SNSサイトで知り合った人から言葉巧みに暗号通貨への投資を持ちかけられ、言われるがままに送金してしまった。
- Eメール等を使って銀行の口座番号、暗証番号等を聞き出す手口があるため注意する。特に暗証番号は絶対に他人に教えない。
- メール文中のリンクを不用意にクリックしない。また、メールの送信者に事実関係を確認する際は、メール内の連絡先を信用しない。
- オンラインショッピングの際は、偽装サイト等である可能性を認識し、日本語のフォントが不自然ではないかチェックするとともに、連絡先が携帯電話であったり、フリーメールのアドレスであったりする場合は詐欺を疑う。
- 日本人が運営する当地のコミュニティサイトであっても、詐欺師が偽の不動産情報等を掲載している可能性が十分にあります。現地で実際の部屋等を確認した上で契約、保証金(Bond)の支払い等を行うようにしてください。

【性犯罪】

路上通行中の被害のほか、ワーキングホリデーでの滞在者が住み込み先のファームで農場主から被害に遭うケースも確認されています。

- 夜間の外出・女性の一人歩きは極力避け、タクシー等を利用する。
- 夜間の公衆トイレ・公園・人通りの少ない場所、街灯がない暗い道路を避けて歩く。
- 見知らぬ人からの誘い(英語指導、食事、観光案内等)には安易に乗らない。
- 知り合って間もない等、素性の良くわからない人の家に安易に行かない、またアパートのオーナー等であっても安易に自分の部屋に入れない。
- パブ等で見知らぬ者から勧められる飲物には、特に注意する。
- 旅行やドライブは複数で計画的に行動するよう心掛ける。

- 露出部分の多い刺激的な服装での外出は控える。

【薬物犯罪】

覚せい剤、コカイン、大麻、合成麻薬といった違法薬物は広くまん延しています。週末の繁華街では路上やクラブで薬物売買が行われており、幻聴や幻覚等の中毒症状から常識では考えられない行動に出る者による犯罪も発生しています。薬物には絶対に手を出さないでください。

- 麻薬類の不法所持には厳罰が科される。繁華街やバー等で麻薬の使用や購入を持ちかけられても絶対に話に乗らない。

【自動車窃盗・自動車強盗】

様々な場所、場面で自動車が盗まれており、高級車ばかりをねらった組織的な自動車窃盗グループによる犯行も発生しています。盗難車両が別の犯罪に使われるケースも多く見受けられます。また車に乗り降りする際、停車した際をねらい、凶器等で脅して車を強奪する事案も発生しています。人通りの少ない場所では周囲に不審者がいないかどうか確かめた上で車から降りましょう。また、最近では自宅玄関先に車の鍵を置く住人が多いため、無施錠の玄関から車の鍵を窃取されそのまま車を持ち去られるというケースも多発しています。

【車上ねらい】

シドニーの至る所で発生していますが、観光地では、ツアー客を装って観光バスに乗り込み犯行に及ぶ例もありますので、十分注意しましょう。

- ガソリンスタンドで給油後、カウンターで支払いを行っている際に、無施錠の車内からハンドバッグを持ち去られた。
- 車内(観光バスを含む。)に貴重品を放置しない。
- 短時間の駐車でもドアロックを確実に行う(車窓の閉め忘れに注意)。
- 必要に応じて警報装置・イモビライザー・ハンドルロック等の盗難防止装置を設置する。
- 長時間、人通りの少ない場所での路上駐車は避ける。管理者のいる駐車場、付近が明るく人・車の往来のある駐車場を選ぶ。
- 観光地の駐車場を利用する場合でもできるだけ人通りの多い場所、見通しの良い場所、目立つ場所を選ぶ。

【強盗】

銃器、刃物、スタンガン等を用いた店舗に対する強盗、路上強盗、武装して民家に侵入し、被害者を緊縛して犯行に及ぶ緊縛強盗などが、昼夜を問わず州内で広く発生しています。治安の悪いとされている地区には極力近づかないようにし、やむを得ず立ち寄る場合は常に周囲に不審な者がいないかどうか細心の注意を払って歩きましょう。

- 深夜帯に民家に侵入した複数の男達が、家人の手足を縛り金品を強奪した。
- 深夜帰宅する被害者の後に続いてオートロックのロビー出入口に押し入り財布を強奪した。
- スタンガンを所持した3人組の男が店舗に押し入り、現金を強奪。
- 一戸建てに住む被害者が、駅から徒歩で帰宅し、郵便受けの中を確認していた

ところ、男数人から暴行を受けかばんを強奪された。

【傷害】

深夜の繁華街やクラブでは、酔客同士のトラブルが絶えず発生し、特に週末の夜は市内のいたるところで飲酒に起因する傷害事件が発生しています。過度の飲酒は控えて、トラブルが多いとされるエリアは避けるようにしましょう。

- 酒に酔ったグループが深夜に繁華街から徒歩にて帰宅中の被害者に因縁をつけ、殴る蹴るの暴行を加え被害者にけがを負わせた。
- 繁華街で酔客同士の小競り合いから殴り合いのけんかとなり、倒れた際に道路に頭部を強打した当事者が病院に搬送されたが後に死亡した(傷害致死)。
- 深夜帯に繁華街を歩行中の被害者が、通りがかりの男にいきなり顔面を殴られて転倒、道路に頭部を強打し、搬送先の病院で死亡した(傷害致死)。

(2) その他

【不法滞在・不法就労】

適法な査証を受けずに働いているところを移民局に拘束され、強制送還された事例があります。自分のビザの条件をよく確認し、ルールに従って行動しましょう。

- ワーキングホリデービザや留学ビザから「観光ビザ」に変更したが、そのままアルバイトを続けていたところ、出入国管理局の摘発を受け身柄を拘束された。

【生活習慣等の違い】

- 州により規定は異なるものの、飲酒は公園等屋外の公共の場所では禁止されています。飲酒運転によって事故を起こすケースが後を絶ちません。お酒を飲んだら絶対に運転はやめましょう。
- NSW州では、護身用を含めいかなる理由であっても催涙スプレー(ペッパースプレー)の携帯は違反となります。

【児童虐待】

豪州においても、子供に対する犯罪は厳しく罰せられます。子供に対する直接的な犯罪のみならず、児童ポルノ所持等間接的な虐待も厳しく罰せられます。

- 携帯電話に児童ポルノ写真を保管・所持したとして逮捕され懲役刑となった。

【子の連れ去りが犯罪となり得ること及びハーグ条約について】

豪州においては、18歳未満の子に対する親権は基本的に両親の双方が行いますが、家庭裁判所において子の養育に係る家裁命令(Parenting Order)が審理されている間、あるいは、親権が家庭裁判所により既に他方の親に与えられている場合には、日本人親が他方の親の書面による同意や家裁命令に依らずして、自分の子を連れて無断で日本に帰国すると、豪州においては犯罪となり、最大3年までの懲役刑となる可能性があります。実際に、他国では結婚生活を営んでいた外国への再入国や、当該外国と刑事司法上の共助関係を有する第三国への入国の際に、子を誘拐した犯罪被疑者として日本人が逮捕される事案も生じていますので、御注意ください。

なお、日本は国境を越えた「子の連れ去り」に対処することを目的とした「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」いわゆるハーグ条約を締結し、2014年4月1日から発効となりました。国境を越えた子の連れ去りは、子にとってそれまでの生活

基盤が突然急変するほか、一方の親や親族・友人との交流が断絶され、また、異なる言語文化環境へも適応しなくてはならなくなる等、子に有害な影響を与える可能性があります。ハーグ条約はそのような子への悪影響から子を守るために、原則として元の居住国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流の実現のための協力について定めたものです。2018年12月現在、日本、豪州、米、英、仏を含む99か国が締結しています。仮に豪州から日本に子を連れ去った場合はこのハーグ条約が適用されるため、豪州の親より日本に子の返還を求めることができ、結果として豪州に連れ戻されることも考えられます。

※参照 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

【検疫等】

豪州は出入国に関し、厳しい措置を講じています。動植物、食品、薬品の持込み、持ち出し、児童ポルノ関連、入国査証関連では厳しい審査を受けなければなりません。また、現金1万豪ドル以上の持込みは申告が必要です。

- 過去に小動物や植物の持ち出し、児童ポルノの持ち込みで税関当局から厳しい措置を受けた例が複数あります。

【精神的な問題】

環境になじめず、言葉が通じない等のストレスから来る精神的不安定状態、その他学校、職場、同僚等との人間関係が原因と思われる精神的不安定状態等、様々な原因で、体の不調を訴える方もいます。自身の変調を自覚するのは困難な場合も多いため、自分を追い込みすぎる前に友人に相談するなど、ストレスと上手に付き合うようにしましょう。

【病気】

環境の変化等による持病の再発、強行日程による体調不良から、不幸にも突然死されたケースもあります。長時間のフライトや、欲張った旅行日程は体に相当な負担となるため、体調不良の場合は、無理をせずに休む勇氣も必要です。また、万が一体調を崩し医療機関にかかることも想定し、海外旅行保険には必ず加入して、緊急時の保険会社の連絡先、証券番号は必ずメモしておきましょう。

(3) 安全上のヒント(道路、ビーチ、郊外など)

豪州観光協会が発行した「Safety tips(安全上の注意)」から、当地で配慮すべき安全上のヒント(一部加筆)を掲載します。

【道路における注意】

- 豪州で車を運転する際は**現在有効な日本の運転免許証、翻訳証明書及びパスポートの携帯**が義務付けられています。運転時にこれら(日本の免許証、翻訳証明書、パスポート)を携行していない場合、無免許となります。
- 豪州の永住権、市民権をお持ちの方はNSW州の運転免許証を取得する必要があります。詳しくは本マニュアルの資料「免許証に関するあれこれ」を御参照ください。
- 車は日本と同じく左側通行です。
- 運転者はもちろん、後部座席の同乗者にも**全員シートベルトの着用**が義務付けられています。

- 広大な国土であるためついスピードを出してしまいがちですが、標識に注意して制限速度を守って走行しましょう。
- **飲酒運転は絶対にしないでください。**
- 長距離ドライブをするときは、出発前に十分な睡眠を取り、2時間ごとを目途に、同乗者と交替で運転しましょう。
- 運転中の携帯電話の使用は禁止されています。
- 郊外には未舗装道路、砂利道もあります。道路上の穴、弱い路肩、狭い橋、ほこりの舞い上がる道では十分な注意が必要です。特に冠水した道路は四輪駆動車であっても無理して走らないでください。
- ロードトレインと呼ばれる長いトレーラー(車 10 台分以上の長さの場合もある。)を追い越すときは、前方から対向車が来ないことを何度も確認のうえ、無理な追い越しは厳に慎みましょう。
- 安易なヒッチハイクや、ヒッチハイカーを自分の車に乗せることは、犯罪に巻き込まれる危険性があるためやめましょう。
- 道路を渡るときは左右を確認しましょう。横断歩道のある所では横断歩道を利用してください。

【ビーチでの注意】

- 赤と黄色の二本の旗の間で泳ぎましょう。二本の旗はライフセーバーが巡回している場所を示しています。また、遊泳が推奨されない時間・場所で事故に巻き込まれた場合、海外旅行保険が適用されない場合があります。
- サーフィンビーチには「リップカレント(離岸流)」と呼ばれる速い潮の流れがあります。この強力な流れに人がさらわれると非常に危険です。波にさらわれそうになっても慌てず、落ち着いて浮かんで、片手を上げて助けを待つか、波に逆らわず岸と並行して泳ぐようにします。
- 豪州では紫外線が非常に強く、日焼けによる皮膚ガン発生率が世界一とも言われています。帽子、サングラス、日焼け止めローションは必需品です。
- ビーチやビーチ周辺に立てられた注意標識を読んで守りましょう。
- 1人で泳がず、複数で海水浴を楽しみましょう。また、子供が水に入るときは、泳げる大人が必ず付き添い、決して子供達から目を離さないでください。
- アルコールの影響下や暗闇での水泳はやめましょう。
- クラゲに注意してください。
- 波の状態が分からない時は、ライフセーバーに尋ねましょう。
- 豪州近海には、凶暴なサメが回遊しており、沖合はもちろんのことシドニー湾内においてもダイバーや遊泳者がサメに襲われるという被害が発生しています。ヘリコプターによる監視をしていますが、海岸線は長く監視は十分ではないので、注意が必要です。

【海釣りでの注意】

- 岩場での海釣りは、付近の潮の流れが複雑で危険を伴います。危険な場所での釣りは避けることが一番ですが、万が一を考えてライフジャケットは必ず着用する、必ず複数でお互いを確認しながら釣りをする、無理な挑戦はしないことを心掛けて

ください。

【ブッシュ(野山)での注意】

- 野山に出かける際は綿密に計画を立て、必ず出発前に家族や友人に対して、旅行計画や連絡手段について説明しておきましょう。無事に戻ったときは無事に帰宅した旨も連絡しましょう。
- お出かけの際は、事前に以下のサイトでブッシュファイヤーの最新の情報を確認しておくことをお勧めします。
 - ・ブッシュファイヤーの活動状況・火気制限などの情報
NSW RURAL FIRE SERVICE
<http://www.rfs.nsw.gov.au/>
 - ・火事に関する日本語の安全対策資料
NSW FIRE BRIGADES
<http://www.fire.nsw.gov.au/page.php?id=263>
- 天気予報を調べて、天気の突然の変化に備えましょう。
- 歩く予定ルートの長さや困難さを調べておきましょう。長いルートや、難しいルートを歩く場合は、地元ガイドを雇うことも検討しましょう。
- 野外を歩いたり探索したりするときは、水をたくさん飲みましょう。(1 時間当たり最低 1 リットルは用意します。) 丈夫な靴と、靴下、帽子、日焼け止めローション、ゆったりとした快適な服装、虫よけの薬、長い山歩きには、食糧、暖かい衣類、救急箱、懐中電灯、地図、方位磁石等を用意しましょう。
- 熱中症や脱水症状の危険があるため、1 人では歩かないでください。地図、標識をよく見て行動し、道から外れず、柵の中には入らないでください。
- ロックプール、湖、川などで飛び込むのは危険です。がけや滝の端に立つのもやめましょう。
- 野生動物にえさをやったり、遊んだりするのはやめましょう。かみつかれたり引つかかれたりすることがあります。
- 常にブッシュファイヤーの危険があるため、火をむやみにおこさないでください。料理には携帯コンロを使用し、暖かい衣服で暖を取ってください。火をつけたまま放置することは危険です。広がるおそれのあるたき火は絶対しないでください。
- レンジャーステーションや公園のインフォメーションセンターを訪れ、その公園の見どころ情報や安全ヒントを入手しましょう。

【アウトバック(内陸部)での注意】

- 豪州のアウトバックは広大で、町やガソリンスタンドなども少なく、間隔が大きく離れています。
- 日程を立てる時には、その日の目的地まで何時間かかるかを計算しておきましょう。無理な運転計画は立てないでください。
- 家族や友人に旅行計画を知らせましょう。また、地元の警察に立ち寄り、目的地までの難所、ガソリンスタンド・水分・食料を補充できる場所や道路の状態についての情報を集めましょう。
- 最新の道路地図を入手してください。

- 出発前には車をよく点検し、オイル等問題がないことを確認してください。
- アウトバックの未舗装道路では4輪駆動車を使用し、運転に十分注意してください。未舗装道路では速度を落としましょう。
- スペアタイヤ、工具、水を常に携行します。主要道路から外れて、人里離れた場所を走る場合は、余分の食糧、水、ガソリン、タイヤを持って行きましょう。
- 車が故障した場合は車の側を離れないでください。車は日陰を作り、暑さからあなたを守ってくれます。助けが来るのを車の側で待ちましょう。
- 緊急時に備えて、衛星電話、非常位置指示無線ビーコン(EPIRB)など、適切な通信機器を用意しましょう。
- 道路閉鎖標識がある場合はそれに従い、一般的なルートから外れないでください。
- 乾燥するアウトバックや野山の火事は急速に広がります。必要な場合は直ちに退避します。
- 豪州の野生動物や家畜の群は道路の近くで草を食べ、道の上に出てくる 경우가よくあります。動物が活発に動く日の出、日没、夜などの運転には十分注意してください。もし、動物が道に出てきた場合は、急ハンドル、急ブレーキを避けて、静かにブレーキを踏んでください。
- アウトバックでは対向車が見えにくいので、日中も常にロービームでヘッドライトをつけて走りましょう。
- 北部準州では、雨季があり、冠水により道路が閉鎖されることもあります。道路封鎖の看板を無視して車で侵入し、洪水に巻き込まれた旅行者もいるため注意してください。

5 生活上の心得

(1) 住居選びのポイント

一般的な情報収集先として、NSW Bureau of Crime Statistics and Research が発行している統計 (<https://www.bocsar.nsw.gov.au/>) を見ると、地域別、月別の一般的な犯罪傾向を知ることができます。

【一戸建ての場合】

一般に一戸建ては侵入盗の被害対象になりやすいと言われています。しかし、警報装置(セキュリティー・システム:警備会社への通報)の設置等で、被害に遭う確率を下げることができます。下記(2)住居の安全対策を参考に自宅の防犯警備を再確認してみましょう。

【複合ユニット、高層アパートの場合】

24時間警備員が常駐しているような物件ばかりではないため、以下の点を参考に安全面を確認してください。

- 防犯カメラが24時間態勢で稼働しているかどうか。
- 通用玄関、部屋の鍵が別になっているかどうか。
- エレベーターが専用ロックされているかどうか。
- 車庫に専用キーがあるかどうか。

○ 常時(火災等)の脱出口があるかどうか。

安全面や、生活環境、見晴らし等好条件を全て満たす物件はかなり高額なため、自分の優先順位に基づいて選ぶことになりますが、身の安全に勝るものはありません。

【シェアハウスの場合】

当地では、不動産賃貸を巡る法律や慣習が日本とは異なります。当地の慣習等を熟知した仲介業者等を利用することで不要なトラブル等を避けることができますが、シェアハウスの契約に際しては家主等と直接交渉するケースが多いようです。このような背景からか、主にワーキングホリデーの方からシェアハウスを巡るトラブルに関する報告が多く寄せられています。

- インターネット上の掲示板に入居者募集の案内があったので応募し、大家と連絡を取って敷金等を支払ったが、実際に家に行くと既に別人が居住しており、大家とも連絡がとれなくなった。
- SNS で日本人から紹介された物件だったので信用し契約したが、結局騙されてしまった。
- 退去時に大家から室内の家具を傷つけたと難癖を付けられ、高額な賠償を請求された。
- 契約時知らされていたのと全く違う部屋に入居させられた。
- 大家からセクハラされた。
- シェアメイトが断り無く私物を使ったり部屋を汚したりし、注意しても聞き入れてもらえなかった。
- ゴキブリが出るなどの不衛生な環境で、大家に訴えても相手にしてもらえなかった。

まず候補を選ぶ際には、可能な限りその物件、家主、物件がある地域の環境等を入念に調べ、これらの情報を踏まえて選ぶようにしましょう。次に、物件を決める前には実際に物件や物件周辺の環境等を確認し、またシェアメイトと直接会うなどご自身の目でしっかりと判断しましょう。そして契約に際しては、家主と契約書を交わし、またその契約の内容をしっかりと把握しておきましょう。契約によっては、ちょっとしたパーティーでも禁じている場合があります。契約違反があると退去させられたり違約金の請求をされる可能性もあります。このほか、入居後に入居に際して支払ったボンド（保証金）の返還を巡るトラブルもあるようです。入居時既にあった傷や故障といった不具合の責任を押しつけられるといった事態を避けるため、入居時に施設や設備の状態をしっかりと記録（写真撮影等）しておき、契約時にすでにある瑕疵等を家主と確認しておくなどの対策を講じておくことをお勧めします。不動産関係者の一部では「日本人は泣き寝入りする」と認識があり、これが理不尽な要求や対応の一因となっているとの指摘もありますので、時には毅然とした態度を示すことも必要です。また、家主やシェアメイトから体を触られるようなわいせつ行為をされた場合にはその場で明確に相手にやめるよう伝え、場合によっては警察に通報しましょう。

シドニー市及びNSW州がシェアハウスに関する注意事項やトラブル発生時の相談先についてまとめていますので是非お読みください。

シドニー市

<https://www.cityofsydney.nsw.gov.au/guides/what-to-look-out-for-in-share-accommodation>

NSW州

<https://www.tenants.org.au/factsheet-15-share-housing>

(2) 住居の安全対策

NSW州警察が一般に紹介している「泥棒から身を守る方法」を邦訳し、より分かりやすいよう当館で微修正したものを以下に紹介します。

【鍵】

- スペアキーを戸外に置かない。泥棒は戸外の鍵を探す。
- 特に玄関マットの下、鉢植え植物の下は不用心です。
- 鍵に自身の人定事項(名前、住所、電話番号)を書いたタグを付けない。
- 新しく入居した場合、可能な限り全ての鍵を交換する。

【ドア】

- 外部に通じるドアには、内側に高品質の安全鍵を付ける。
- 入居前にドアがしっかり閉まるか、鍵がしっかり機能するかチェックする。
- 裏庭や2階で作業する場合でも正面出入口ドアには必ず鍵を掛ける。
- 玄関ドアにはのぞき穴を設置し訪問者の識別ができるようにする。
- ガレージドアについても部屋の内側から鍵がかかるようにする(ガレージから直接家屋内に入ることが可能な場合)。

【庭】

- 庭木、生け垣を手入れしておき、庭木を伝って屋内に侵入できないようにする。
泥棒が隠れる場所をつくらないようにする。
- 犬を飼うことは有効な泥棒侵入防止対策となる。
- 泥棒は裏門、横門を主に侵入口とするため、門の施錠を確実にする。
- 泥棒に侵入用具として使用されないように、はしご、ガーデニング用品は庭などに放置せずに片付ける。
- セキュリティーライト(センサーライト)を裏門、正門に設置する。

【窓】

- 全ての窓に鍵が掛かるようにする。
- 合わせガラス、粉碎防止フィルムをはり、侵入を困難にする。

【警報装置】

- 警報装置を外から見える位置に設置する。
- 警報装置は外部に通じる全てのドア、窓からの侵入を感知できるものを選ぶ。

【不審な電話】

- 不用意に個人情報(住所、勤務先等)を教えない。

- 電話をしてきた人に自分一人が家にいることを伝えない(子供には特にしつておく。)
- 000(緊急時)、131-444(緊急以外)若しくは管轄警察署の電話番号を自宅電話機に登録しておく。

自宅の管轄警察署がどこなのか、<http://www.police.nsw.gov.au/>で確認することができます。

【近所との関係・監視対策】

- 隣人と良好な関係を築き、相互に連絡しあう。
- 家の外で不審者を見かけた場合、不審な物音がする場合は管轄警察署に通報する。

【貴重品等の適切な記録・保管】

- 正確な型番、シリアルナンバー等の記録、刻印、印等で識別化しておくことで、盗まれた際、警察への報告が容易になるばかりでなく、盗品の被害が回復される場合があります。
- 宝石、芸術品や製造番号等のないものは特に写真化しておく。
- 物の詳細が記載された評価価格証明書も入手しておく。

【泥棒の被害にあった場合】

- Police Assistance Line 131-444か、自宅の管轄警察署に至急電話する。
- 泥棒が中にいる可能性があるので、自分が一人の場合は一人で中に入らず、隣人・友人等と呼び寄せるとともに、警察が来るまで待つ。
- 警察が到着するまでに、何が盗まれたのか(ブランド名、型番、シリアルナンバー、正確な特徴、刻印の詳細)をできる範囲で整理しておく。
- 警察の鑑識活動を念頭に、現場を壊さないよう配慮する。

(3) その他の心掛け

【訪問者】

訪問者を確認できなければドアを開けないようにしましょう。特に身に覚えのないデリバリー、修理、勧誘等の訪問はインターホン越しか、ドア越しで対応することをお勧めします。また、家族(子供)に対しても、親が留守にしている等の言葉を使わないようしっかり伝えておきましょう。

【電話】

電話口で様々な口実を使い、個人情報聞き出そうとする場合がありますので、必要以外のことは話さないようにしましょう。

【郵便物】

- 誤配郵便物は「Return to Sender」と朱書き、ポストに投かんしましょう。住所変更した場合、有料転送サービス(料金は転送期間により異なる。)が受けられます。重要な物を郵送する際は、郵便物が紛失する場合もあるため、EMS等の追跡可能な方法で郵送することをお勧めします。
- 自宅の郵便受けを確認する際は、周囲に不審な者がいないか注意しながら確認しましょう。

【公共交通機関の利用】

深夜の電車利用は、車内で強盗が発生する場合もあるため、「Night Safe Area」の表示位置で電車を待ち、青ランプのついた車両（警察官、車掌が乗車）に乗るようにしましょう。

(4) 遺失・盗難被害にあった場合の措置

ア NSW州警察 Police Assistance Line 131-444に電話してください。

イ 遺失の場合

いつ、どこで、何を、どのような状態でなくしたかについて落ち着いて要領よく説明してください。また、ポリス・レポート・ナンバーを必ずもらってください。

ウ 盗難の場合

侵入窃盗であれば警察官に現場に来てもらいましょう。遺失物の場合と同じく、いつ、どこで、何を、どのような状態で無くしたかについて落ち着いて説明してください。また、ポリス・レポート・ナンバーを必ずもらってください。

(5) 逮捕された場合の措置

NSW州の法制度では、逮捕後に警察官による取調べ時間は4時間とされており、事件の内容によっては最大12時間まで取調べ時間の延長が認められています。取調べの後に身柄を保釈されない場合は、警察の拘置施設で身柄を拘束されます。保釈の場合でも指定された保釈条件に違反した場合、指定された公判出廷日に出廷しない等の違反があった場合は、保釈が取り消されたり、別罪を構成することがあります。豪州では適正な取扱いがなされていますが、言葉も文化も異なるため、公正な手続が得られるよう次の点を申し入れてください。

ア 通訳を要求し、状況をよりよく理解するとともに、相互に誤解が生じないようにする。

イ 弁護士との面会を要求する。

ウ 日本国総領事館への連絡、必要に応じて領事との面会を要求する。

(6) 緊急時の連絡先

当館のホームページに緊急時の連絡先をご紹介しますので参照してください。

医者、法律相談、クレジットカード紛失時の連絡先等を紹介しています。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_emergency_contact.html

(7) 情報の入手

当地では生活に必要な電話番号を紹介している情報誌、ホームページが多数あります。また、日本人を対象とした情報誌、新聞も多数発行されており、ほとんどが無料で入手できます。

Communities and Justice のホームページ(<https://www.justice.nsw.gov.au/>)には、犯罪情報のほか、生活上の法律関係の情報（例えば、リーガル・エイド（無料弁護士制度）等）が掲示されています。

6 交通事情と事故対策

(1) 交通法規の理解

RMS(<http://www.rms.nsw.gov.au/>)が発行している「道路利用者のハンドブック(日本語版)」(各 RMS のホームページから入手可)では、当地の道路交通法の概要が説明されています。

(2) 運転するには

次のいずれかが必要です(詳細は別紙参照)。

ア NSW州運転免許証を取得する。

イ 国際運転免許証を取得する。

ウ 有効な日本の運転免許証+翻訳証明書+パスポートを携行する。

(3) 交通取締り

ア 速度違反

定置式速度カメラ(RMSのホームページで設置場所が確認できる。)による取締りと、スピードガンによる取締りがあります。

イ 信号無視

一定の交差点に設置されたレッドライトカメラにより違反車両を撮影しています。後日、違反切符が郵送されます。

ウ 飲酒運転

呼気検査による取締りが一般的で、日中夜間を問わず行っています。飲酒運転とみなされると最寄りの警察署に連行され、再検査を受けます。違反者は身柄を拘束されることもあります。処罰は、3か月から無期限の運転資格停止と5,500ドルまでの反則金、あるいは最大2年間の禁錮刑です。

エ 駐車違反

駐車違反監視員が常時取締りを行っています。路上駐車が一般的なため、標識記載事項を十分確認の上で駐車してください。チケットパーキングでも、場所、曜日によって異なるため注意が必要です。

オ シートベルト着用違反

運転者及び同乗者全員にシートベルト着用義務があります。幼児に対するチャイルドシートは特に注意が必要で、年齢、体重により規制されています。

休暇シーズンは交通事故が増加するため、その抑制のため導入された、ダブルデメリット制度があり、行政点数が倍になります。取り締まる警察官の数も通常より多くなるため、交通標識、信号、周囲の交通状況に注意し、ふだん以上に安全運転を心掛けましょう。

(4) ドライバーへの一般的注意

【市内】

シドニー市内・近郊は比較的道路幅が狭く、車線数が突然減少し合流に苦労する場合があります。また、車線自体も不明瞭な場合が多いため、運転に不慣れな方は道路事情に慣れるまで十分な注意が必要です。また、日本と大きく異なる点は、「ラウンドアバウト」という円形状の交差点です。進入する際は速度を減速し、右側を注視しながら、先に進入している車があれば停止し、通過するのを待ちます。進入している車がなければ、そのままラウンドアバウト内に入ることができますが、左側に歩行者がいることがあるため、常に右、左を確認することを忘れないでください。

【郊外】

郊外を運転される場合は特に注意が必要です。平たんで変化がない道路では運転中に眠気を催すこともしばしばです。居眠り運転や注意力が散漫な状態が原因で、死亡事故が発生したケースもあります。路肩が十分整備されていない場合が多く、一度路肩にはみ出すと、その騒音とハンドルが取られたことで気が動転し、冷静な運転ができなくなる恐れがあります。万が一道路から外れても、すぐに道路内に戻ろうとせず、まずは減速し後方を確認しながら、ゆっくりと道路内に進入してください。また、郊外の道路は対面2車線で速度110kmという道路も多く、速度の遅い車両を無理に追い越そうとして発生した死亡事故もあります。無理な追い越しはせず、心にゆとりをもってドライブしましょう。

(5) 歩行者への一般的注意

当地の歩行者専用信号の青色表示時間が極端に短い点に注意してください。赤点滅になったら無理して渡らないように余裕を持って行動しましょう。また、交差点で、道路寄りに立つと内輪差ではねられる危険もあるため注意してください。また当地では赤信号でも一時停止後左折することができる場合(交差点)があります。交差点で車が停止しても左右を確認してから道路を渡ってください。

(6) 交通事故発生時の措置

万一、交通事故に遭ってしまったら、気持ちを落ち着けて、次のことを行います(別添「交通事故処理メモ」を活用してください。)

ア 時間と場所及び相手の車両ナンバー等の確認

まず発生時間と現在地を確認しましょう。警察に通報する場合、この2点は不可欠です。また、相手の「車両ナンバー、運転手の人相・着衣」をメモしておきましょう。

イ 負傷者の救護

人身事故の場合は、負傷者の救援を優先してください。「000」救急・警察・消防は同じ番号です。

ウ 警察への通報

次の場合には警察を呼んでください。

- ・ 人身事故の場合(負傷者がある場合)
- ・ 相手方が免許証等を所持していない場合
- ・ 飲酒運転の疑いがある場合
- ・ 相手方が逃げようとする場合
- ・ 相手方が情報の交換に応じようとしない場合

※ 通報時の注意点

警察への第一報は、「発生日時」「発生場所」「事故形態」「負傷者の有無」「現場措置」を連絡すれば足ります。

エ 相手の確認と証拠保全の措置

- ・ 相手の住所、氏名等は運転免許証等で必ず確認しましょう。
- ・ 事後の過失の認定や損害程度を明確にするため、可能であれば「写真」を撮影しておきましょう。

- ・ 後の交渉に優位に立つため、目撃者がある場合には状況に応じ可能な限り「住所・氏名・電話番号」を聞いておきましょう。

オ 特に注意する点

- ・ 人身事故の場合。
- ・ 相手が飲酒運転等の場合－相手との交渉は、相手を車から降ろしてから。
- ・ 現場では「I am sorry」と不用意に言わない。
- ・ 現場で示談交渉はしない。

交通事故はいつどこで起きるかわかりません。不幸にして事故に遭遇した場合には、「慌てず」「騒がず」「不用意に謝らず」を基本に対処しましょう。

7 テロ、誘拐対策

(1) 豪州におけるテロの概要

ア 豪州政府は、国内でテロが発生する可能性の高さを一般市民に知らせるための国家テロ脅威警戒システムを導入し、テロの脅威レベルを Certain(確実)、Expected(予期される)、Probable(起こりそうである)、Possible(可能性がある)、Not expected(予期されない)の5段階に分けて公表しています。現在は、「Possible」(可能性がある)のレベルにあります。

イ 治安当局は、テロ容疑者の摘発に取り組んでおり、シドニーでは2017年以降テロの発生はありませんが、2019年にはシドニー中心部での爆弾テロを計画していたイスラム過激派 ISIL のメンバー3人が検挙されたほか、2020年には NSW 州南部の変電所の爆破を計画していた極右思想主義者の男が検挙されるなど、テロの潜在的脅威はいまだ継続しています。

ウ 当局は最近のテロ情勢を踏まえ、大規模なイベント等における混雑場所でのテロ未然防止対策を推進しています。このような状況を考慮し、不測の事態に巻き込まれないよう、①最新の関連情報の入手に努める、②テロの標的となりやすい場所(※)を訪れる際は周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる等、安全確保に十分注意を払う、といった対応に努める必要があります。

(※)リゾート施設、各種イベント会場、観光施設、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、劇場、コンサート会場等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等

(2) 日本人・日本権益に対する脅威

現在までのところ、日本人・日本権益を標的としたテロや誘拐等の脅威は特に認められません。しかしながら、世界的なテロ情勢を鑑みると、不測の事態が発生する可能性は否定できず、大勢の人が集まる駅や大規模スポーツイベントなどをターゲットとしたテロへの注意が必要です。

また、豪州では環境問題への関心が高く、シドニー市街地においても、調査捕鯨やイルカ漁に関する抗議活動が散発的に行われ、また、郊外においても資源開発に絡んだ抗議活動が行われています。抗議の現場には近づかない、また勤務する

会社等に抗議団体が訪れて抗議活動を行う場合には、冷静に対応するとともに警察に通報するなど、落ち着いた対応が必要です。捕鯨活動に関する報道に触発された者による嫌がらせなどにも注意が必要です。

(3) 誘拐事件の発生状況

NSW 州においては、外国人を標的とする身代金誘拐事件についてはほとんど発生していませんが、被害に巻き込まれないよう以下の点を心掛けてください。

ア 通勤通学路を再チェックし、パターン化した行動をやめる。

イ 後続車の有無を確認し、不審車(者)がいたらう回してみる。

ウ 声かけ、不審電話については家族で情報共有し不審事案の兆候を見逃さない。

エ 子供には携帯警報アラームを持たせる。

オ 外出時には行き先、期間などを信用ある人物に伝えておく。

カ 不審な兆候があった場合は警察に相談する。

(4) 渡航情報入手先

外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

在シドニー日本国総領事館ホームページ:<http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/>

8 緊急連絡先

在シドニー日本国総領事館では、休日・夜間においても緊急事態に備えるため、休日・夜間の閉館時間帯でも電話対応サービスを行っています。当館の代表電話02-9250-1000におかけください。

注:お急ぎでない場合は当館の窓口時間(閉館日を除く平日の09:30-12:30及び14:00-17:30)にご連絡下さい。

9 在留届の提出

(1) 在留届とは

在留届は、旅券法第16条により、外国に3か月以上滞在予定の日本人の方は、その地を管轄する大使館又は総領事館に在留届を提出するよう義務付けられています。帰国・転居等の際は、その旨を必ず大使館又は総領事館に御連絡ください。

(2) 在留届の活用例・メリット

ア 事件・事故や思わぬ災害に巻き込まれた場合の援護資料となります。

イ 海外で事故にあったのではといった留守宅からの安否問い合わせに役立ちます。

ウ 在外選挙人登録に必要な書類の一部が省略できます。

エ 旅券の切替え、戸籍・国籍関係事務、各種の証明事務等の窓口サービスを受ける場合に活用されます。

オ 在留邦人のための長期的な教育、医療等の施策を日本政府が検討する際の基礎的資料となっています。

カ 小中学校の教科書の配布を受けることができます。

(3) 在留届(及び変更届)の提出方法

在留届の提出は外務省ホームページ(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)から電子届出が可能です。

このほか、専用の用紙で提出することもできます。在留届の用紙は大使館又は総領事館の窓口のほか、郵便(返信用封筒に切手を貼付し同封)若しくはホームページからダウンロードすることでも入手できます。なお、用紙での提出の際には直接窓口若しくは郵送して下さい。

(4) 在留届の記載事項変更届等

帰国、転居、家族の移動等在留届の記載事項に変更が生じた場合にも、必ず総領事館に御連絡(FAX、電話で可)ください。特に、従来帰国される際に連絡されない方が多く、正確性を期するため帰国される際は忘れずに連絡してください。

(5) 在留届の保管

「在留届」は、大使館又は領事館に厳重に保管され、個人情報として提出者のプライバシーを守るため外部に公表はされません。

(6) たびレジの登録

海外旅行・海外出張する場合や、外国での住所・居所を定めず3か月以上渡航する場合には、外務省ホームページ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/> から「たびレジ」に御登録ください。在留届と同様に緊急時の情報提供サービス等を受けることができます。

10 別添資料

- (1)犯罪統計(強盗の多発地域)
- (2)犯罪統計(侵入窃盗の多発地域)
- (3)免許証に関するあれこれ
- (4)交通事故処理メモ

強盗の多発地域

以下は強盗の多発するローカルガバメント(LGA)の順位表です
NSW Recorded Crime Statistics: 2022

順位	ローカルガバメント(LGA)	発生件数	人口10万人当たりの発生件数
1	Liverpool Plains	6	76.4
2	Moree Plains	9	68.8
3	Lachlan	4	65.7
4	Newcastle	91	54.4
5	Orange	23	54.1
6	Murrumbidgee	2	51.1
7	Gilgandra	2	47.3
8	Armidale Regional	13	43.8
9	Dubbo Regional	23	42.6
10	Burwood	17	41.6
11	Nambucca Valley	8	40.3
12	Blacktown	154	40.2
13	Kempsey	12	40.1
14	Tamworth Regional	25	40.0
15	Inverell	7	39.4
16	Lismore	17	38.9
17	Lithgow	8	37.2
18	Griffith	10	36.8
19	Bathurst Regional	16	36.4
20	Coffs Harbour	28	36.1
21	Penrith	76	35.1
22	Walgett	2	34.3
23	Campbelltown	56	32.2
24	Cowra	4	31.4
25	Narromine	2	31.0
26	Lockhart	1	30.7
27	Junee	2	30.0
28	Richmond Valley	7	29.8
29	Maitland	26	29.8
30	Albury	16	29.1
31	Clarence Valley	15	29.0
32	Liverpool	66	28.5
33	Parramatta	72	27.7
34	Fairfield	58	27.5
35	Ballina	12	26.5
36	Cessnock	16	26.1
37	Coonamble	1	25.6
38	Tweed	25	25.4
39	Cumberland	58	23.9
40	Berrigan	2	22.8

https://www.bocsar.nsw.gov.au/Pages/bocsar_datasets/Ranking.aspx

侵入窃盗の多発地域

以下は侵入窃盗(住居を対象)の多発するローカルガバメント(LGA)の順位表です

NSW Recorded Crime Statistics: 2022

順位	ローカルガバメント(LGA)	発生件数	人口10万人当たりの発生件数
1	Coonamble	98	2,508.3
2	Moree Plains	218	1,667.0
3	Lachlan	82	1,346.7
4	Gunnedah	138	1,087.5
5	Dubbo Regional	555	1,026.9
6	Kempsey	281	939.1
7	Tamworth Regional	573	916.1
8	Cowra	104	817.0
9	Richmond Valley	186	791.8
10	Broken Hill	133	770.2
11	Narrabri	96	735.7
12	Forbes	72	725.8
13	Walgett	41	703.5
14	Wagga Wagga	451	685.7
15	Armidale Regional	196	659.8
16	Orange	268	630.5
17	Inverell	109	613.0
18	Glen Innes Severn	54	608.6
19	Narrandera	35	597.5
20	Muswellbrook	84	513.6
21	Narromine	33	510.8
22	Warrumbungle Shire	47	510.4
23	Newcastle	850	507.9
24	Gilgandra	20	472.9
25	Albury	258	468.6
26	Mid-Coast	434	459.8
27	Nambucca Valley	90	453.1
28	Griffith	121	445.6
29	Liverpool Plains	32	407.5
30	Leeton	45	396.7
31	Tenterfield	25	386.4
32	Lismore	159	364.1
33	Coffs Harbour	278	358.0
34	Bathurst Regional	151	343.2
35	Clarence Valley	177	342.2
36	Edward River	31	341.3
37	Temora	21	334.7
38	Parkes	49	332.7
39	Kyogle	29	330.0
40	Lithgow	68	316.0

https://www.bocsar.nsw.gov.au/Pages/bocsar_datasets/Ranking.aspx

別紙

免許証に関するあれこれ

＊注意:以下の説明はNSW州の免許取得についての説明です。豪州内の他州については管轄総領事館にお問い合わせください。

NSW州自動車(二輪を含む)運転免許事情

NSW州では、日本の運転免許保持者は、免許取得後1年以内の初心者を除き、「運転技能試験」及び「学科試験」が免除され、視力適正試験だけを受けてNSW州の自動車運転免許証を取得できます(一部例外を除く)。

また、初めて運転免許を取得する方には、正規の運転免許証取得までに3段階の手順を踏む必要があります。満16歳以上から学科試験を受験し合格すると、日本の仮免許に当たる教習者運転免許証(Learner License)が交付されます。最低1年間の教習者免許期間を過ぎた後、運転技能(実技)試験に合格すると、P1初心者運転免許証が交付されます。最短12か月後に危機認識試験(Hazard Perception Test)に合格するとP2運転免許証を取得します。最短24か月後に運転適任者試験(Driver Qualification Test)に合格すると正規の運転免許証取得となります(それぞれの免許証には、運転に関して制約があります。)

(1)永住者か訪問運転者か？

<永住者等>

永住権を取得された方及び永住する意思のある方で、豪州入国後3か月が経過した方

→ NSW州の自動車運転免許証を取得してください。

日本の自動車運転免許証で運転することはできません。

※豪州入国後3か月未満の方は、訪問運転者と同様に有効な日本の運転免許証、翻訳証明書、滞在資格を証明するものを携帯すれば運転が可能です。

<一時訪問運転者>

ビジネスビザ、ワーキングホリデービザ、留学生ビザ、観光ビザ等で一時的に当地で生活しておられる方は一時訪問者(Temporary Overseas Visitor)とみなされます。当地で自動車を運転するには3通りの方法があります。

①日本の運転免許証を利用する。

次の3種類を携帯していれば、日本の運転免許証でも当地で運転ができます。

- 有効な日本の自動車運転免許証
- 翻訳証明書(下記翻訳証明書の説明文参照)
- 滞在資格証明書類(旅券、査証等)

②国際運転免許証

有効期限内の国際運転免許証と有効な日本の運転免許証を携帯することで、当地での運転は可能です。場合によっては旅券と査証の提示も求められることもあるため、コピーを携帯されることをお勧めします。なお、紛失、盗難の被害にあった場合には、当館で再発行することはできません。詳しい再発行の手続については、住所地を管轄する都道府県公安委員会にお問い合わせください。

③NSW州運転免許証の取得(有効な日本の運転免許証保持者の場合)

<対象となる方>

現在有効な日本の自動車運転免許証(期限失効していない免許証)を所持されている方
＜必要な書類等＞

- 豪州査証の証明
- NSW 州に住所を有していることを証明できる文書等
- 身分証明書(写真付き)又は旅券、及び日本の運転免許証
- 日本の運転免許証に対する翻訳証明書＊

＊ Multicultural NSW (Service NSW 内で申請)、Department of Social Service、
Department of Immigration and Border Protection 若しくは National Accreditation
Authority for Translators and Interpreters が発行した翻訳のみ。(在シドニー総領事館
発行の運転免許証翻訳証明書は無効)

＜手続の方法＞(本人出頭)

- 申請書及び必要書類を窓口に提出する。
- 視力試験を受ける。

合格すれば写真撮影のあと NSW 州の免許証が交付される(場所によっては郵送交付)。

＜交付される免許証＞

- ・ 運転技能試験及び学科試験を免除される方が取得できる免許証は、クラスC (4.5t 未満、
運転手を含み12人乗りの車両まで) 及びクラスR (二輪車)となります。
- ・ 日本の運転免許証を取得してから12か月未満の方は当地で P1のライセンスを、12か月
以上3年以内であれば P2ライセンスを取得できます。
- ・ 交付された全種別の免許証には、アルファベットの「Q」という記号が付され、裏面に
「Evidence of permanent residency status not provided」との説明書きが記載されます。
- ・ 免許の種別(クラス)及び制限付き運転可能免許証(P1、P2)については RMS のホーム
ページ <http://www.rms.nsw.gov.au> で確認してください。

(2) NSW州免許取得時における注意事項

当地の法律では、二重運転免許証の取得は違法とされています。理由は、複数の運転免許証を利用し、免許点数減点制度から逃れる者がいるためです。免許点数減点制度は、悪質違法なドライバーを公共の安全から排除するという目的で創設されたもので、その目的を達するために NSW 州運転免許証取得時に、他国の運転免許に対し無効措置を施すのは当然の措置と言えます。その為、当地で永住権を取得されかつ車の運転を希望される方は、NSW 州の運転免許証でなければ運転できないことになっています。

(3) NSW州免許取得時によく発生するトラブルとその対処法

RMS において NSW 州の免許証を取得する際、提示した日本の運転免許証の真偽性が確認できないとして、日本総領事館に免許証の証明書を発行してもらうよう指示する RMS 職員がいますが、在シドニー総領事館においては RMS と協議の上、総領事館発行の証明書に効力がないことを確認しています。よって、そのような指示を行う職員に対しては、RMS 内のマニュアルを確認するか、同所の責任者に確認するようその場で申し出てください。

(4) 運転免許証の失効に関する問題

①日本の運転免許証の期限が失効した方

技能試験や学科試験の免除を受けNSW州免許を取得しようとする方で、日本の運転免許証が既に失効している方については、失効後5年以内であれば、運転経歴証明書で証明することにより技能試験や学科試験が免除となります。しかし、日本国内法との相違から、実質上失効後3年以内でなければ技能試験免除とはならないようです。理由は、日本で取得する運転経歴証明書が、失効後3年以内の方を対象としているため、3年を経過した方については証明が不可能(交通違反歴のある者については6年前まで証明が可能です。)となっているためです。なお、「運転経歴証明書について総領事館で入手してください」とRMSが案内することが仮にあった場合、運転免許証に関する書類は日本の運転免許センターでしか発行されないため、当館ではそのような証明は行っておりませんので留意願います。

②日本の運転免許証が取り消された方

上記①の「失効後5年以内であれば……」という規定が当てはまらない場合もあります。RMSによれば、「単純な期限失効ではなく、違反を犯して取り消された人の場合、違反内容次第では技能試験免除にならない場合もある。」ようです。詳しくはRMSにお尋ねください。

(5) 運転免許経歴証明書の入手方法

日本全国各地の運転免許センター内にある「自動車安全運転センター」で「運転免許経歴証明書」を取得することができます。

<入手方法>

運転免許経歴証明書申請用紙は、警察署、交番、駐在所及び自動車安全運転センター各都道府県事務所にありますので、そこで申請用紙を入手してください。申請用紙には、氏名、住所、生年月日、免許証番号(本人確認のため)を記載する必要がありますので、失効した免許証を見て、免許証番号等を記載してください。手数料を添えて、最寄りの郵便局から郵便為替で申し込むか、近くの自動車安全運転センター事務所に直接申し込んでください。証明書は、代理申請できますので、日本にいる方に委任状を送り、代理人が申請を行ってください。なお、運転経歴証明書については翻訳が必要となりますので、上記1(1)の公的機関に翻訳してもらうことになります。

詳しくは、自動車安全運転センターのホームページ <http://www.jsdc.or.jp> で確認してください。

(6) 日本の免許証の再発行

詳しくは、警察庁ホームページ(<http://www.npa.go.jp>)を参照ください。当地で免許証を紛失・破損等した場合には、一時帰国した際に、一時滞在先を住所地として免許証の再交付申請ができます。注意する点は、再発行の場合は代理申請が認められておらず、必ず本人が行わなければなりません。



NSW Police Force

WHAT TO DO AFTER A CAR CRASH

To help reduce danger to road users and manage crashes more efficiently, you may no longer have to wait for police at a crash site in NSW.

Follow the chart below to find out what to do.

ENSURE YOU ARE IN A SAFE LOCATION AWAY FROM THE TRAFFIC

Is anyone trapped or injured?

YES

Call **Triple Zero (000)**.

Stop and give assistance to anyone who is injured **if it is safe to do so**.

NO

Are police needed to direct **traffic** or deal with **hazards**?

OR

Do any drivers appear affected by **alcohol or drugs**?

OR

Does a **bus or truck** need to be towed?

OR

Has anyone involved failed to **exchange details**?

(See reverse for legal requirements)

YES

Call **Triple Zero (000)**.

NO

Police DO NOT need to attend the crash site

NO

Does any vehicle require towing?

YES

1. Exchange details and **leave the crash site**.
You are NOT required to report the crash to police.

2. If anyone is **later treated for an injury** call the Police Assistance Line on **131 444** as soon as possible.

1. Contact your insurer or a towing company of your choice to **arrange for your vehicle to be towed** (if required).

If you cannot arrange a tow and exhaust all other options, call the Police Assistance Line on **131 444**.

2. Exchange details and **leave the crash site**.
3. After leaving the crash site **report the crash to the Police Assistance Line on 131 444** as soon as possible.

You will be provided with a report number to assist with any insurance claims.

Be prepared and download the **Emergency+** app now by using your smartphone to scan these codes. The app can help determine your GPS coordinates to pass onto emergency services if an incident occurs.



iPhone



Android

Record your insurance and preferred towing company details below. Keep this card in your car glove box for future reference.

Registration No.: Insurer:

Policy No.: Phone:

Towing Company: Phone:

CRASH DETAILS

Date: Time:

Street:

Suburb:

Cross St/Landmark/Nearest street No.:

GPS coordinates (use *Emergency+* or car 'SATNAV' to obtain)

LATITUDE: LONGITUDE:

- 1

VEHICLE 1

** Denotes minimum legal requirement for exchange of details.*

Registration No.*: State:

Make: Model:

Driver Name*:

Address*:

Licence No.: State: Phone:

Owner Name*:

Owner Address*:

Insurer: Policy No.:

VEHICLE 2

Registration No.*: State:

Make: Model:

Driver Name*:

Address*:

Licence No.: State: Phone:

Owner Name*:

Owner Address*:

Insurer: Policy No.:

For more information or to download extra copies of this flyer,
visit **www.police.nsw.gov.au**